

奈良市開発行為許可工事及び宅地造成に関する工事の

工事写真撮影要領

奈良市開発指導課

第1 この要領は、都市計画法第29条又は宅地造成等規制法第8条の許可を受けた工事について、許可を受けた内容のとおり工事が行なわれているかを確認するのに必要となる工事写真の撮影方法及び整理方法等について定めたものである。

第2 この要領に基づく工事写真は、次の場合に提出するものとする。

1. 工事完了検査時
2. 工事の途中において工事施行状況を把握するために報告を求めた場合

第3 工事写真の撮影時期及び撮影箇所は、次のとおりとする。

1. 許可標識掲示状況写真
2. 工事着手前及び工事完了後の全景写真
3. 工事施行状況写真（各種別・工程毎）

	種 別	撮 影 内 容
	土工	伐根・除根、表土はぎ、段切り、掘削・床堀、埋め戻し・盛土等
	基礎工	形状、位置、数量、検尺等
	練積み造、間知ブロック造及びくずれ石積擁壁	基礎から高さ1m増すごとの状況、検尺
	コンクリート擁壁（鉄筋、無筋共）	躯体の出来高、検尺
	鉄筋コンクリート擁壁	底版、たて壁その他断面計算を行った箇所の配筋状況、検尺
	透水層	止水コンクリート、止水コンクリートから1mごとの施工状況、検尺
	水抜穴	設置の状況
	盛土、埋戻土	おおむね30cmごとの建設機械での締め固め状況
	宅地内雨水排水施設	設置状況
	防災工事（沈砂池等）	形状、位置、数量、検尺等

4. その他

道路、公園、緑地、下水道、河川、水路、調整池、消防水利施設、上水道等の公共施設については、担当課の指示に従い、写真撮影及び提出すること。

第4 写真の撮影にあたっては、次の事項に注意すること。

1. 写真撮影にあたっては、次に掲げる事項を記載した小黒板等を被写体と共に写し込むこと。

撮影年月日

工事名
 工事施行場所
 工事種別、擁壁タイプ
 設計寸法
 実測寸法
 略図

2. 構造物の寸法測定写真は、すべて箱尺等の測定器具を用い、構造物等の寸法を明確に読み取ることができるようにすること。また、断片的な撮影だけでなく、広範囲の撮影もすること。
3. 完了後、見えなくなる部分、測定できなくなる部分については、必ず測定及び写真撮影すること。
4. 構造物は、その構造タイプ毎及び設置箇所毎に撮影すること。

第5 写真の規格・整理等は、次表のとおりとする。

一般の現像写真の場合	デジタルカメラ撮影による プリントアウトの場合
写真はカラーとし、写真の大きさはサービ スサイズ以上とすること	プリントアウトはカラー印刷とし、写真用 プリント用紙（厚手）A4判に、写真3枚 以下とすること
工事写真は、A4判の工事写真帳に整理す ること	写真用プリント用紙（厚手）A4判とす ること
提出写真には表紙を付け、表紙には、許可 年月日、許可番号、工事施行場所、申請者 名、工事施行者名を明記すること	提出写真には表紙を付け、表紙には、許可 年月日、許可番号、工事施行場所、申請者 名、工事施行者名を明記すること
工事写真には、工事写真帳の余白に説明書 きを記入し、工種毎に見出しをつけること	写真用プリント用紙（厚手）A4判の余白 に写真の説明書きを記入し、工種毎に見出 しをつけること
構造物が多数ある場合は、構造物の展開図 及び構造図（A4判）を添付の上、その構 造物の工程順に写真を整理すること	構造物が多数ある場合は、構造物の展開図 及び構造図（A4判）を添付の上、その構 造物の工程順に写真を整理すること
分譲宅地開発の場合は、各宅地毎に写真を 整理すること	分譲宅地開発の場合は、各宅地毎に写真を 整理すること

第6 工事写真の提出部数は、次のとおりとする。

1. 工事写真は、開発行為に関する工事の「工事完了届出書」または「宅地造成に
関する工事の完了検査申請書」の提出時に、1部提出すること。ただし、第3
の1の「許可標識掲示状況写真」は、「開発行為に関する工事着手届」または
「宅地造成工事着手届」の提出時に、1部提出すること。
2. 工事途中において報告を求めた場合は、その指示する部数。

附則

この要領は、平成21年1月1日以降に許可した工事から適用する。